

第3期子ども子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法第61条に基づき市区町村は5年に1度、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定することとなっております。

当市においても平成26年度に第1期計画（平成27年～31年）、令和元年度に第2期計画（令和2年～6年）の策定を行いました。

なお、本計画は新居浜市長期総合計画の基本計画の1つと位置付けられています。

第2期計画の最終年である本年度に第3期計画（令和7年～令和11年）の作成を行う必要があり、計画策定方法は、アンケート調査（未就学児保護者1,500名・小学生保護者500名）に基づき教育・保育事業の利用量の見込みを算出することを基礎とします。